

神振第 193 号  
平成 31 年 3 月 29 日

市町村等長 様

公益財団法人神奈川県市町村振興協会  
理 事 長 内 野 優

当協会が実施する長期貸付に係る貸付利率の下限について（通知）

当協会の事業運営につきましては、日ごろから特段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では、長期貸付金による運用利息を主な財源として市町村に対する助成事業及び研修事業などを実施していますが、市場金利が低下する中で極力、収支の均衡を図るため平成 29 年度に貸付金利率の設定の見直し及び助成事業の縮減を図りました。

この度、財務省では、財政融資資金貸付利率の下限を更に引き下げ、年 0.001%とすることなど、金利の設定方法を平成 31 年 4 月 1 日から改めることとされましたが、当協会では当面、**貸付利率の下限を年 0.01%**に据え置きますので通知します。